

○豊島区心身障害者福祉手当条例

昭和49年10月15日

条例第28号

改正 昭和50年10月20日条例第52号
昭和51年7月15日条例第27号
昭和52年7月25日条例第21号
昭和53年7月15日条例第21号
昭和55年3月17日条例第9号
昭和56年3月18日条例第16号
昭和57年3月30日条例第26号
昭和58年3月25日条例第7号
昭和59年3月19日条例第8号
昭和60年3月30日条例第13号
昭和61年3月31日条例第16号
昭和62年3月20日条例第4号
昭和63年3月30日条例第8号
平成元年3月25日条例第16号
平成2年3月30日条例第8号
平成3年3月19日条例第7号
平成4年3月30日条例第11号
平成5年3月30日条例第5号
平成6年3月30日条例第8号
平成7年3月20日条例第6号
平成8年3月25日条例第2号
平成9年3月26日条例第7号
平成11年3月23日条例第17号
平成12年3月27日条例第44号
平成13年3月26日条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、心身に障害を有する者に対し、心身障害者福祉手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(支給要件)

第2条 心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）は、豊島区の区域内に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「障害者」という。）に支給する。ただし、障害者となった年齢が65歳以上の者並びに障害者となった年齢が65歳未満の者が65歳に達する日の前日までに手当の受給資格及び額の認定（以下「認定」という。）の申請を行わなかったもの（規則で定める者を除く。）には、支給しない。

- (1) 知的障害者であって、知的発達の遅滞の程度が軽度以上であるもの
- (2) 身体障害者であって、身体障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表（以下「障害程度等級表」という。）の3級以上であるもの
- (3) 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症を有する者

2 前項の規定にかかわらず、当該障害者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当は支給しない。

- (1) その者（20歳未満の場合は、その者の配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、その者の生計を維持するもの）の前年の所得（1月から7月までの月分の手当については、前前年の所得とする。）が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるとき。
- (2) 豊島区高齢者福祉手当条例（昭和47年豊島区条例第12号）に基づく高齢者福祉手当の支給を受けているとき。
- (3) その者の豊島区児童育成手当条例（昭和44年豊島区条例第30号）に定める保護者が、その者に係る同条例に基づく障害手当の支給を受けているとき。
- (4) 規則で定める施設に入所しているとき。

3 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

（平4条例11・平9条例7・平11条例17・平12条例44・一部改正）

(手当の額)

第3条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は別表のとおりとする。

(受給資格の認定)

第4条 手当の支給要件に該当する者が、手当の支給を受けようとするときは、区長に申請し、認定を受けなければならない。

（平12条例44・一部改正）

(支給期間)

第5条 手当は、認定の申請をした日の属する月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。ただし、次条の適用を受けることができる者については、この限りでない。

(支給の始期の特例)

第6条 東京都の区域内の他の特別区又は市町村(以下「他区市町村」という。)において、この条例による手当と同種の手当が支給されていた場合において、当該手当の支給された最後の月の翌月から起算して3月以内に認定の申請があったときは、当該同種の手当が支給された最後の月の翌月から手当を支給する。

2 災害その他やむを得ない理由により認定の申請をすることができなかった場合において、当該理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、当該理由により申請することができなくなった日の属する月から手当を支給する。ただし、他区市町村において、この条例による手当と同種の手当を受けた者については、その受けた月分の手当は支給しない。

(平12条例44・一部改正)

(支払時期)

第7条 手当は、毎年、4月、8月及び12月の3期にそれぞれの前月までの分を支払う。ただし、区長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(手当額の改定)

第8条 手当の支給を受けている者につき、別表支給区分欄の該当事由に変更が生じたため、手当の支給額の増額又は減額を必要とするに至った場合における手当の支給額の改定は、支給額の増額にあつては第4条の規定に基づく認定の申請のあった日の属する月から、支給額の減額にあつては減額すべき事由の生じた日の属する月の翌月から行う。

2 第4条及び第6条第2項の規定は、前項の規定に基づく増額の改定について準用する。

(受給資格の消滅)

第9条 受給資格は、認定を受けた者(以下「受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、消滅する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第2条第1項及び第2項に規定する支給要件を備えなくなったとき。
- (3) 手当の受給を辞退したとき。

(平12条例44・一部改正)

(手当の返還)

第10条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者があるときは、区長は、当該手当をその者から返還させることができる。

(届出)

第11条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 第9条第2号及び第3号に該当するとき。
- (3) 第8条第1項に規定する手当の支給額を減額すべき事由が生じたとき。
- (4) 前3号のほか、規則で定める事項に該当するとき。

2 受給者が死亡したときは、同居の親族は、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

(平12条例44・平13条例25・一部改正)

(状況調査)

第12条 区長は、必要があると認めるときは、受給者又は同居の親族に対し報告を求め、又は生活状況等について調査を行うことができる。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条及び第6条の規定中手当を支給する月に関する部分は、昭和49年10月1日から適用する。
- 2 昭和50年2月28日までに認定の申請をした者については、昭和49年10月1日に第2条の規定に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定を該当するに至った者にあつてはその該当するに至った日に申請があつたものとみなす。

附 則 (昭和50年10月20日条例第52号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊島区心身障害者福祉手当条例の規定は、昭和50年10月以降の月分の心身障害者福祉手当について適用し、同年9月以前の月分の心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

附 則 (昭和51年7月15日条例第27号)

- 1 この条例は、昭和51年10月1日から施行する。

- 2 昭和51年9月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区心身障害者福祉手当条例の規定による心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年7月25日条例第21号）

- 1 この条例は、昭和52年10月1日から施行する。
- 2 昭和52年9月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区心身障害者福祉手当条例の規定による心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年7月15日条例第21号）

- 1 この条例は、昭和53年10月1日から施行する。
- 2 昭和53年9月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区心身障害者福祉手当条例の規定による心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年3月17日条例第9号）

- 1 この条例は、昭和55年10月1日から施行する。
- 2 昭和55年9月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区心身障害者福祉手当条例の規定による心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年3月18日条例第16号）

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 昭和56年3月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区心身障害者福祉手当条例の規定による心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和57年3月30日条例第26号）

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 昭和57年3月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区心身障害者福祉手当条例の規定による心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年3月25日条例第7号）

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 昭和58年3月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区心身障害者福祉手当条例の規定による心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年3月19日条例第8号）

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 昭和59年3月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区心身障害者福祉手当条例の規定による心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年3月30日条例第13号）

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 昭和60年3月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区心身障害者福祉手当条例の規定による心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年3月31日条例第16号）

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 昭和61年3月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区心身障害者福祉手当条例の規定による心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年3月20日条例第4号）

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 昭和62年3月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区心身障害者福祉手当条例の規定による心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年3月30日条例第8号）

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 昭和63年3月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区心身障害者福祉手当条例の規定による心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月25日条例第16号）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 平成元年3月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区心身障害者福祉手当条例の規定による心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

附 則（平成2年3月30日条例第8号）

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 平成2年3月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区心身障害者福祉手当条例の規定による心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月19日条例第7号）

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成3年3月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区心身障害者福祉手当条例の規定による心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月30日条例第11号）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成4年3月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区心身障害者福祉手当条例の規定による心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

附 則（平成5年3月30日条例第5号）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成5年3月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区心身障害者福祉手当条例の規定による心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

附 則（平成6年3月30日条例第8号）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成6年3月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区心身障害者福祉手当条例の規定による心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月20日条例第6号）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成7年3月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区心身障害者福祉手当条例の規定による心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月25日条例第2号）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成8年3月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区心身障害者福祉手当条例の規定による心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月26日条例第7号）

改正 平成12年3月27日条例第44号

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（平12条例44・旧第1項・一部改正）

附 則（平成11年3月23日条例第17号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月27日条例第44号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の豊島区心身障害者福祉手当条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により平成12年7月の月分の心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）又は東京都の区域内の他の特別区若しくは市町村（以下「他区市町村」という。）において改正前の条例による手当と同種の手当で同月分の支給を受けた者については、この条例による改正後の豊島区心身障害者福祉手当条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項ただし書の規定にかかわらず、手当を支給する。

3 他区市町村に住所を有していた者で、東京都の区域外に転出することなく豊島区に転入することとなったもののうち、他区市町村において改正前の条例による手当と同種の手当（平成12年7月以前の月分のものに限る。）の支給を受けていた者については、改正後の条例第2条第1項ただし書の規定にかかわらず、手当を支給する。

（豊島区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例の一部改正）

4 豊島区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例（平成9年豊島区条例第7号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

附 則（平成13年3月26日条例第25号）

1 この条例は、平成13年8月1日から施行する。

2 平成13年7月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区心身障害者福祉手当条例の規定による心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

（昭50条例52・昭51条例27・昭52条例21・昭53条例21・昭55条例9・昭56条例16・昭57条例26・昭58条例7・昭59条例8・昭60条例13・昭61条例16・昭62条例4・昭63条例8・平元条例16・平2条例8・平3条例7・平4条例11・平5条例5・平6条例8・平7条例6・平8条例2・平9条例7・平11条例17・平12条例44・平13条例25・一部改正）

支給区分	月額
次の各号の要件を備える者 (1) 第2条第1項に規定する者のうち、次に掲げるものであること。 ア 知的障害者であって、知的発達の遅滞の程度が中度以上であるもの イ 身体障害者であって、身体障害の程度が障害程度等級表の2級以上であるもの ウ 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症を有する者 (2) 年齢が20歳以上であること。	15,500円
上記以外の者	8,500円